令和8年度第1回ユニバーサル就労推進協議会
議事録

日　時	令和8年 10 月 29 日(金) 午後 1:30～2:45
場　所	消防防災庁舎3階 研修室
参加団体	富士公共職業安定所、富士労働基準監督署、富士商工会議所、富士地区保護司会、社会福祉法人富士市社会福祉協議会、公益社団法人富士市シルバー人材センター、富士市障害者自立支援協議会（富士障害者就業・生活支援センターチャレンジ)、富士市若者相談窓口運営事業受託者（NPO 法人青少年就労支援ネットワーク静岡)、富士市ユニバーサル就労推進事業認定協力企業パイロット事業所（サンコア株式会社）ユニバーサル就労支援センター相談支援グループ運営事業受託者、ユニバーサル就労支援センター就労支援グループ運営事業受託者、富士市 ※欠席　富士市商工会、富士市民生委員児童委員協議会
傍聴人	なし

発言者	内容
	１　座長（福祉部長）あいさつ ２　報告事項 （１）令和７年度富士市ユニバーサル就労支援センターの運営状況について 【資料１】 事務局から説明を行った 【意見、質疑等】
座長	相談件数や相談者の困りごとは、おおむね横ばいとのことだが令和6年度と令和7年度を比較して、相談内容に変化はあったか。
委員	食料品支援の相談が増えた印象。食料品価格の上昇などの影響だと考える。
座長	就労支援の利用者について、65歳以上の相談が増えている状況はあるか。
委員	昨年度までは65歳以上の相談が増えている印象だが、昨年度から今年度にかけては、おおむね維持されている。一方、20代、30代の相談が増えている。令和7年度の年間相談件数は20代が23件、30代が26件であったが、今年度は9月までに20代が21件、30代が27件と、昨年度の年間件数に近づいている。 今後、若い方の相談が増える可能性がある。
座長	若い方について、就労に至るまでどのような支援を行っているか。
委員	就労を希望してＵＷセンターに来所される方の中には、中学校・高校等で不登校を経験し、社会に出るための一歩を踏み出せない方など就労準備のさらに前の段階にいる方もいる。その場合は、相談支援グループと連携し、外出や人

	と接することに慣れるなど、就労準備から始め、少しずつ就職に向けて支援している。
座長	支援は2、3か月程度かかるのか。
委員	ご家族と暮らしていて生活上の問題が少ない場合には、時間をかけて会社や社会、職場、働くことについて知るところから始めるケースも増えている。就職に向けた準備が整った段階で、協力企業の職場見学や職場体験などを通じて、少しずつ職場に慣れていく方針である。
事務局	資料にないため口頭での補足説明となるが、働きづらさの理由を年代別に見ると、10代は就労経験がないことや発達障害、20代は就労経験がないことやメンタル不調が主な働きづらさ。30代では仕事の継続が難しいことやメンタル不調、40代・50代では就労ブランクが多く、50代では身体的な理由も多くなる。60歳以上では、高齢や身体的な理由が主な要因となっている。
座長	今後、65歳以上の人口、特に75歳以上の割合が増加することが見込まれる。高齢者の就労や生活支援について、今後の状況を注視する必要があると考える。シルバー人材センターの加入率も、変化があるか。
委員	企業の定年延長等により、シルバー人材センターへの入会は少なくなる傾向にある。定年後も雇用を続ける企業があり、入会後に退会して再就職する方もいる。一方、女性の会員はまだ多くないため、女性を対象とした周知・広報に取り組んでいる。
座長	ユニバーサル就労の相談者には、障害のある方やメンタル面に困難を抱える方もいる。企業がこうした方々の特性を理解し、雇用しやすい環境を整えるために、企業との情報共有や連携はどのように進んでいるか。
委員	企業側に、ユニバーサル就労の相談者がどのような方々なのかを知ってもらうことが重要。実際に就労した方は真面目に働く方が多く、そうした実績を企業に伝え、雇用の促進につなげたいと考える。障害のある方と、メンタル面の不調などを抱える方の違いについても、企業に理解していただけるよう周知が必要。
委員	令和7年度の支援対象者286人は、就労を希望する方の人数か。また、就労実現者数114人には、協力企業以外への就職者も含まれているか。
事務局	286 人は、就労支援グループで自ら就労を希望し支援を受けた人数。就労実現者数 114 人には、協力企業に就職した方と、それ以外の企業に就職した方の両方が含まれている。
委員	協力企業以外の企業への就職は、どのように支援しているか。

委員	利用者が自分で仕事を探し、就職後も自立して働き続けられるよう支援をしている。支援開始時には、支援者と一緒に就職の方向性や業種を検討し、協力企業で職場見学や体験を行うことがある。その後、ハローワークやインターネットで求人を探して応募する方もおり、センターでは履歴書の作成や面接練習などを支援する。協力企業以外に就職する方も一定数いる。また、協力企業の配慮が必要な方については、協力企業の協力を得ながら就労継続を目指している。
委員	協力企業は、現在どれくらい登録されているか。
委員	令和8年10月時点で365社である。 協力企業すべてに常時雇用があるわけではない。雇用が充足している場合でも、見学の受け入れや、センターで開催する仕事説明会で、企業の業務内容や求める人材、採用時に重視する点などを利用者に説明するなどの協力をお願いしている。
座長	協力企業が増えることで、相談者が自分に合った働き方や職場を選ぶ機会が広がると考える。
委員	就労実現者数が114人で、そのうち78人が協力企業以外の一般企業ということは、その一般企業に協力企業としてアプローチするのか。
委員	そのとおり。訪問企業数の令和7年度実績の60社に含まれている。
委員	協力企業への就職者数と協力企業以外の就職者数がでているが、内訳は『製造業』が多いのか。
委員	就職者数の業種別の数字は持っていないが、製造業以外の仕事を希望する方もいる。また、富士市は地域が広く、車を持たず、自転車や徒歩で通勤する方もいるため、協力企業だけでは希望を満たせない場合がある。そのため、協力企業の拡大に取り組んでいる。協力企業以外で働く方もおり、職種を限定せず、例えば家から近いなどの本人の希望や優先順位を踏まえて求人を探す。希望する企業が協力企業に含まれていない場合や求人がない場合は、アルバイトやインターネット上の求人なども活用している。
	３　意見交換事項 （１）ユニバーサル就労推進事業の見直しについて 【資料２】 事務局から説明を行った 【意見、質疑等】
座長	事務局からの説明で、今後の事業展開について、パイロット事業所の取り組みを

	紹介していくとのことだった。パイロット事業所では、企業の働き方改革なども推進しているため、その取り組みを高校や大学の就職担当部署などに周知することで、新たな就労先の開拓につながる可能性があるのではないか。また、事業所にパイロット事業所として協力してもらうためには、事業所側にもメリットがあることが望ましい、という提案であった。
委員	事業の見直しにあたり、パイロット事業所に指定される企業にも利点があることが重要であると考える。市の業務のうち、ユニバーサル就労で担えるものを切り出し、パイロット事業所に委託するなど、市と企業が連携して仕事を創出する方法も考えられるのではないか。
事務局	市では、人事課にユニバーサル就労支援室を設けている。各課から封筒の配布や書類のコピーなどの軽作業を募り、数人を雇用している。生活支援課でも4人を雇用し、入力作業や梱包などを担ってもらっている。市として業務を切り出し、働きづらさを抱える方を雇用する取り組みを行っている。提案のとおり、パイロット事業所に業務を依頼し、雇用につなげる方法も考えられる。
委員	企業側は、安定して継続できる仕事がないと雇用につなげにくいため、市と企業が一緒に仕組みをつくることができればよいと思う。
座長	障害福祉の就労支援では、複数の事業者から仕事を集め、通年で作業できるようにする仕組みがある。仕事を依頼する際には、作業物の運搬や受け渡しなどの課題もあるため、円滑に進める方法を検討する余地がある。
委員	パソコン作業が得意な方もいるため、作業の切り出しや実施方法を研究してはどうだろうか。
座長	研究の余地がある。
委員	市役所で会計年度任用職員として働いた経験は、就職活動の際に企業が採用を判断する上で安心材料になる。雇用機会の拡大について、予算面も含めて検討をお願いしたい。
事務局	現在生活支援課ではユニバーサル就労支援センターから3人、ココ☆カラから1人雇用している。市の入力作業も今後も継続して発生する見込みである。履歴書にも就労履歴として書くことができるので、市役所で働く経験を多くの方に得ていただきたいと考えているが、予算の確保については検討が必要。
委員	企業側としても、採用判断の際に履歴で就労ブランクがあると不安になるし、市役所会計年度任用職員があると安心する。雇用拡大はお願いしたい。
委員	保護司会では、5月初めに開催された「社会を明るくする運動」富士市推進委員会で、ユニバーサル就労について説明を受けた。保護司にも理解を深めてもらうため、総会後や年3回の研修会など、多くの保護司が集まる機会に説明いただけ

	るとありがたい。 サポーターは、どのような方が、どのように登録しているか。
事務局	事務局としても、そのような機会があれば積極的に参加し、説明したい。 サポーターについては、1,170人程度が登録している。チラシをさまざまな機会に配布し、登録フォームから申し込むほか、協力企業の従業員にも登録をお願いしている。サポーターには、生活や仕事で困っている方を見かけた際に声をかけ、センターを紹介していただくことを期待している。活動を義務づけるものではなく、身近な方への声かけを通じて相談につなげる役割を想定している。
委員	現在どういう方がサポーターになっているのか。民生委員や町内会の役員などか、それともそういう役職のない一般の人か。
委員	一般の方が多い。協力企業の従業員にもなってもらい、企業を退職した人や病気になってしまった方にユニバーサル就労支援センターを紹介していただいている。他にも民生委員など、幅広い方が登録している。口コミやSNSも活用し、登録を呼びかけている。
座長	サポーターの登録者数を増やすことについては、相談内容が就労に関するものに限られないことを、一般市民にも広く周知する必要がある。ユニバーサル就労という名称から、就労に関する相談をする場という印象を持たれやすいが、就労以外のさまざまな悩みについても相談できることを知ってもらいたい。そのため、サポーターを増やし、サポーターから「悩みがあればユニバーサル就労に相談してみては」と声をかけてもらうことで、相談者の増加につながるのではないだろうか。 今回の事業見直しについては、大幅な変更ではなく、一部の修正や、継続事業の中で特に力を入れる取り組みを明確にする内容となっている。ユニバーサル就労の推進に向けた取り組みはこれまでにも進んできており、今後はそれらをさらに充実させていくことが、見直しの主な内容である。
委員	住まいに関する相談支援について、生活困窮や就労に関わる住まいの問題は、生活の自立に大きく影響するため、重要な取り組みであると考える。空き家対策やマンション管理に関する相談は住宅政策課が担い、生活困窮や就労に関わる相談はユニバーサル就労支援センターが担うなど、両者の役割を整理する必要がある。また、同センターでは住まいの相談支援員を1名増員する方向と理解しているとして、住宅政策課との協議状況について確認したい。
事務局	住宅政策課と生活支援課で協議している。生活困窮等に関する相談は生活支援課で受け、空き家など住まいの提供に関する部分は住宅政策課が担うことを想定している。協議会等の場で、関係部署が連携して話し合う予定。
委員	住宅政策課が検討している「住まいの総合相談窓口」という表現では、空き家やマンション管理の相談と、生活困窮者の相談の範囲が混同されるおそれがある。

	生活支援課が担う相談の範囲を明確にし、役割分担を整理していただきたい。
事務局	生活支援課では、生活困窮者自立支援法に基づく住まいの相談として対応する認識である。相談内容の範囲を整理し、住宅政策課との役割分担を明確にした上で進めていく。
委員	現在のユニバーサル就労推進協議会は、今年度で終了する予定か。
事務局	その予定である。
座長	終了によって意見交換の場がなくなることはないのか。
事務局	協議の場は、福祉計画推進会議とパイロット事業所との意見交換会の二本立てとする予定。
	【閉会】